

県民会館条例（昭和48年岩手県条例第12号）第6条第3項の規定により、岩手県民会館の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 ホール及びホール以外の室を使用する場合にあつては、表1及び表2に掲げる額を合算した額（附属の設備を使用する場合にあつては、当該合算した額に表3に掲げる額を加算した額）
- 2 駐車場を使用する場合にあつては、表4に掲げる額

表1 ホールの利用料金

区 分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで		
大 ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	土曜日及び 休日	円 26,000	円 37,900	円 50,900	円 63,900	円 88,800	円 114,800	
		その他の日	22,400	33,100	40,200	55,500	73,300	95,700	
	1,000円未満の入場料を 徴収する場合	土曜日及び 休日	36,010	54,700	67,200	90,710	121,900	157,910	
		その他の日	31,080	44,730	55,960	75,810	100,690	131,770	
	1,000円以上3,000円未満 の入場料を徴収する場合	土曜日及び 休日	49,610	67,650	87,120	117,260	154,770	204,380	
		その他の日	39,160	57,310	70,400	96,470	127,710	166,870	
	3,000円以上5,000円未満 の入場料を徴収する場合	土曜日及び 休日	62,520	88,080	112,200	150,600	200,280	262,800	
		その他の日	51,120	73,800	93,720	124,920	167,520	218,640	
	5,000円以上の入場料を 徴収する場合	土曜日及び 休日	76,560	112,080	139,560	188,640	251,640	328,200	
		その他の日	64,320	92,160	116,400	156,480	208,560	272,880	
	中 ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	土曜日及び 休日	11,200	17,800	20,200	29,000	38,000	49,200
			その他の日	9,800	13,500	17,800	23,300	31,300	41,100
500円未満の入場料を徴 収する場合		土曜日及び 休日	13,020	21,210	26,140	34,230	47,350	60,370	
		その他の日	11,760	18,690	22,260	30,450	40,950	52,710	
500円以上1,000円未満の 入場料を徴収する場合		土曜日及び 休日	14,850	23,320	28,600	38,170	51,920	66,770	
		その他の日	12,320	20,900	24,640	33,220	45,540	57,860	
1,000円以上2,000円未満 の入場料を徴収する場合		土曜日及び 休日	19,800	26,880	35,520	46,680	62,400	82,200	
		その他の日	16,200	24,240	28,440	40,440	52,680	68,880	
2,000円以上の入場料を 徴収する場合		土曜日及び 休日	21,360	28,440	36,840	49,800	65,280	86,640	

	その他の日	16,200	25,440	29,880	41,640	55,320	71,520
--	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

- 備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日をいう。
- 4 入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、大ホールについては5,000円以上の入場料を徴収する場合、中ホールについては2,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。
- 5 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 6 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 7 この表に定める時間以外の時間に使用する場合（6の場合を除く。）は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。
- 8 大ホールにおいて1階客席部のみを使用して催しを行う場合は、この表に定める利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 9 大ホール及び中ホールにおいて、専ら練習のために使用する場合であって、その使用する日の3か月前の日以後に申請があったものであるときは、県民会館でその練習に係る催しを行う場合にあっては5により算出した利用料金の額の50パーセントに相当する額とし、県民会館以外で当該催しを行う場合にあっては5により算出した利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 10 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表2 ホール以外の室の利用料金

区 分		9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで
第1展示室	入場料を徴収しない場合	円 2,020	円 3,070	円 3,670	円 5,090	円 6,740	円 8,760
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3,180	4,840	5,780	8,020	10,620	13,800
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	4,440	6,750	8,070	11,190	14,820	19,260
第2展示室	入場料を徴収しない場合	6,390	9,350	11,600	15,740	20,950	27,340
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	10,060	14,730	18,270	24,790	33,000	43,060
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	14,050	20,570	25,520	34,620	46,090	60,140
第1会議室		2,420	3,270	4,110	5,690	7,380	9,800
第2会議室		2,980	4,270	5,110	7,250	9,380	12,360

第3会議室		1,980	2,420	2,680	4,400	5,100	7,080
第4会議室		1,700	2,280	2,540	3,980	4,820	6,520
第5会議室		1,980	2,540	3,120	4,520	5,660	7,640
講師控室		370	500	500	870	1,000	1,370
第1和室		1,340	2,280	2,980	3,620	5,260	6,600
第2和室		1,340	2,280	2,980	3,620	5,260	6,600
特別室		1,250	1,660	1,910	2,920	3,570	4,840
撮影室		2,440	3,230	3,700	5,670	6,940	9,390
リハーサル室		2,420	3,270	4,110	5,690	7,380	9,800
大ホール用	第1楽屋	1,700	2,420	2,980	4,120	5,400	7,100
	第2楽屋	1,170	1,980	2,130	3,150	4,110	5,280
	第3楽屋	500	670	880	1,170	1,550	2,050
	第4楽屋	500	670	880	1,170	1,550	2,050
中ホール用	第1楽屋	440	500	600	940	1,100	1,540
	第2楽屋	1,040	1,340	1,700	2,380	3,040	4,080
	第3楽屋	670	880	1,040	1,550	1,920	2,590
第1主催者控室		370	670	670	1,040	1,340	1,710
第2主催者控室		370	670	670	1,040	1,340	1,710
第3主催者控室		370	670	670	1,040	1,340	1,710
第4主催者控室		370	670	670	1,040	1,340	1,710
第1シャワー室		440	440	440			
第2シャワー室		440	440	440			
第3シャワー室		440	440	440			
第4シャワー室		440	440	440			
第1浴室		1,040	1,040	1,040			
第2浴室		1,040	1,040	1,040			

備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。

2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。

3 展示室を、入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。

4 展示室を、専ら準備若しくは撤去のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。

5 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

6 この表に定める時間以外の時間に使用する場合（5の場合を除く。）は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。

7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。

表3 附属の設備の利用料金

区分		単位	利用料金 (1回につき)	備考	
舞台設備	大ホール	オーケストラピット	1基	円 3,310	
		舞台せり上げ装置	1基	890	
		花道スッポン	1基	890	
		仮設花道	1式	1,650	
		仮設脇花道	1式	1,650	
		仮設大臣囲い	1式	2,490	
		松羽目・竹羽目	1式	1,650	
		浅黄幕	1式	700	
		しゃ幕	1枚	700	
		演壇	1式	560	
		スクリーン	1張	1,230	
		音響反射板	1式	6,520	天反ライトを含む。
	中ホール	回り舞台	1式	2,490	
		仮設花道	1式	890	
		仮設大臣囲い	1式	1,650	
		松羽目・竹羽目	1式	1,290	
		浅黄幕	1式	420	
		しゃ幕	1枚	420	
		演壇	1式	340	
		スクリーン	1張	990	
	音響反射板	1式	3,310	天反ライトを含む。	
	大ホール・中ホール共通	地がすり	1枚	890	
		リノリウム	1枚	890	
		所作台	1枚	280	
		金びょうぶ	1双	1,180	
		銀びょうぶ	1双	1,180	
		白びょうぶ	1双	1,180	
		毛せん	1枚	130	
		長座布団	1枚	130	
		上敷ござ	1枚	340	
		大太鼓	1台	560	
		そで囲い	1式	890	
		振り落とし装置	1式	220	
めくり台		1台	80		
姿見	1台	700			
指揮台	1式	330			

		譜面台	1 式	80		
		譜面灯	1 灯	80		
		平台	1 枚	130		
		箱足	1 台	80		
		開き足	1 脚	80		
		舞台用いす	1 脚	80		
		長机	1 台	130		
		コントラバス用いす	1 脚	130		
		黒板	1 式	130		
照明設備	大ホール	フットライト	1 列	700		
		ボーダーライト	1 列	890		
		サスペンションライト	1 列	1,180		
		アッパーホリゾンライト	1 列	1,230		
		ロアーホリゾンライト	1 列	1,480		
		トーメンタルライト	1 組	220	1 組 4 台	
		フロントライト	1 組	1,180	1 組 8 台	
		シーリングライト	1 列	2,240		
		センタークセノンピンスポットライト	1 台	1,650		
		クセノンピンスポットライト	1 台	1,180		
		コンダクタースポットライト	1 台	220		
	中ホール	フットライト	1 列	560		
		ボーダーライト	1 列	700		
		サスペンションライト	1 列	890		
		アッパーホリゾンライト	1 列	1,230		
		ロアーホリゾンライト	1 列	490		
		フロントライト	1 組	940	1 組 8 台	
		シーリングライト	1 式	1,060		
		センタークセノンピンスポットライト	1 台	1,180		
		スポットライト	大	1 台	280	
			小	1 台	130	
		フットスポットライト	1 台	130		
		花道フットライト	1 列	840		
		ストリップライト	大	1 台	270	
			小	1 台	120	
		エフェクトマシン	1 台	700		
ダブルマシン		1 台	700			
リップルマシン		1 台	700			
オーバーヘッドマシン		1 台	700			
オーロラマシン		1 台	560			

大ホール・中 ホール共通	ファイヤーマシン	1台	560		
	ミラーボール	1台	560		
	星球	1式	1,230		
	スポック	1台	130		
	ピンカッタースポットライト	1台	700		
	シールドビームライト	1台	400		
	エアクラフトライト	1式	1,650	1式4台	
	フィルムマシン	1台	700		
	ストロボ	1式	790		
	コンセプトマシン	1式	1,780		
	スライドキャリアマスク	1台	590		
	ハイクオリティークッターライト	1台	700		
	カラーチェンジャー	1台	300		
	音響設備	大ホール	拡声装置	1式	3,310
中ホール		拡声装置	1式	1,780	マイク1本付き
大ホール・中 ホール共通		レコードプレーヤー	1台	890	
		コンソール型テープレコーダー	1台	1,360	
		ポータブル型テープレコーダー	1台	890	
		カセット式テープレコーダー	1台	890	
		デジタル式レコーダー	1台	890	
		16チャンネル・マルチトラックテープ レコーダー	1台	1,110	
		ワイヤレスマイクロホン送受信機	1チャンネル	1,360	電池を含む。
		ステージスピーカー	1台	700	
		コンデンサー型マイクロホン	1本	700	
		ダイナミック型マイクロホン	1本	560	
		移動型ミキサー卓	1台	3,100	
		残響付加装置	1台	1,480	
		グラフィック・イコライザー	1台	240	
		デジタル・ディレイ	1台	140	
		コンプレッサー・リミッター	1台	330	
		ノイズ・ゲート	1台	400	
		16対マルチ・ケーブル	1式	130	コンセントボックス1 台付き
		8対マルチ・ケーブル	1式	70	コンセントボックス1 台付き
		床上型マイクスタンド	1台	90	
ブーム型マイクスタンド		1台	70		
卓上型マイクスタンド		1台	70		

		ダイレクト・ボックス	1台	70	
		3点つり式マイク昇降装置	1基	700	
		エレベーター式マイク昇降装置	1基	700	
		コンパクト・ディスクプレーヤー	1台	890	
		はね返しスピーカー	1台	650	
	第1会議室	拡声装置	1式	990	マイク付き
	第2会議室	拡声装置	1式	990	マイク付き
ピアノ	大ホール・中ホール共通	スタインウェイピアノ	1台	11,310	製造番号512505
		スタインウェイピアノ	1台	9,720	製造番号429069
		ヤマハピアノ	1台	4,860	
		カワイピアノ	1台	2,490	
	リハーサル室	ヤマハピアノ	1台	2,490	
映写機等	大ホール	35mm映写機	1台	5,690	
		16mm映写機	1台	2,840	
	中ホール	16mm映写機	1台	2,490	
		16mm映写機	1台	1,650	可搬型スクリーン付き
		8mm映写機	1台	890	可搬型スクリーン付き
		エルモスライド映写機	1台	5,550	可搬型スクリーン付き
		マスタースライド映写機	1台	890	可搬型スクリーン付き
		エルモオーバーヘッドプロジェクター	1台	1,780	可搬型スクリーン付き
		液晶ビデオ映写装置	1式	2,750	
	全会議室共通	スクールゼム・ベルハウエルオーバーヘッドプロジェクター	1台	890	可搬型スクリーン付き
		液晶ビデオ映写装置	1式	2,750	スクリーン付き
その他	テレビ中継設備			8,050	
	ラジオ中継設備			4,860	
	持込機器		1kWにつき	220	
	可搬型テープレコーダー		1台	890	
	彫塑台		1台	80	
	工芸品展示台		1台	80	
	パーテーションベース		1本	80	
	スポットライト		1台	80	
	長机		1台	130	
	いす		1脚	80	
	コインロッカー		1台	100	

表4 駐車場の利用料金

区分	利用料金
乗車定員が30人以上の乗合自動車	駐車時間1時間までごとに750円
その他の4輪以上の自動車	駐車時間20分までごとに100円

3 利用料金の適用年月日

平成21年4月1日